

資料 12 一般統計調査の結果の公表までの期間

一般統計調査（経常調査）結果の公表までの平均期間（平成 24 年度中）

府省名	公表を行った件数 (件)	公表までの平均期間 (日)
内閣府	9(1)	68
総務省	5(1)	55
財務省	3(1)	228
文部科学省	11(1)	180
厚生労働省	33(1)	208
農林水産省	27(1)	80
経済産業省	26(2)	92
国土交通省	18	84
環境省	3	170
人事院	2	177
合計/全体平均	133(4) <127(4)>	126※ <125※>

注 1) 公表までの平均期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数の平均である。

注 2) 1つの一般統計調査の作成に当たり、月次調査・年次調査がある場合など、公表までの期間が複数種類ある場合、最も短い公表までの期間によって平均期間の計算を行っている。

注 3) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注 4) 表中<>内は、平成 23 年度における実績。

注 5) 表中※は該当する全調査に関する平均である。

一般統計調査（周期調査）の結果の公表までの期間（平成 24 年度中）

府省名	一般統計調査の名称	調査の 周期	公表までの期間 (今回調査)	公表までの期間 (前回調査)	公表までの 期間の前回 調査との差
総務省	平成 25 年住宅・土地統計調査試験調査	一回限り	113 日 (H24.11 公表)	—	—
法務省	安全・安心な社会づくりのための基礎調査(犯罪被害実態(暗数)調査)	4年	297 日 (H24.11 公表)	231 日 (H20.11 公表)	+66 日
厚生労働省	全国母子世帯等調査	5年	227 日 (H24.9 公表)	274 日 (H19.10 公表)	-47 日
	地域児童福祉事業等調査	3年	371 日 (H25.3 公表)	751 日 (H23.3 公表)	-380 日

	公的年金加入状況等調査	3年	504日 (H24.5 公表)	448日 (H18.3 公表)	+56日
	受療行動調査	3年	286日 (H24.9 公表)	283日 (H21.9 公表)	+3日
	社会保障・人口問題基本調査	5年	483日 (H25.1 公表)	790日 (H20.10 公表)	-307日
農林水産省	都道府県知事認可漁業協同組合の職員に関する一斉調査	2年	300日 (H24.7 公表)	380日 (H.22.9 公表)	-80日
経済産業省	石油設備調査	2年	81日 (H24.8 公表)	122日 (H22.9 公表)	-41日
国土交通省	建設資材・労働力需要実態調査	3年	216日 (H24.6 公表)	322日 (H20.10 公表)	-106日
	全国都市交通特性調査	5年	602日 (H24.8 公表)	522日 (H19.5 公表)	+80日

注1) 公表までの期間は、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの日数である。

注2) 一般統計調査（周期調査）のうち、新規調査など前回調査のなかった調査については記載していない。

資料 13 都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数

(平成24年度)

都道府県名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数	都道府県名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数
	新規	変更				新規	変更		
北海道	2	1	3	0	滋賀県	2	5	14	0
青森県	2	1	7	0	京都府	2	4	7	0
岩手県	4	5	12	0	大阪府	9	5	17	0
宮城県	0	3	3	0	兵庫県	0	2	4	0
秋田県	2	0	5	0	奈良県	6	3	11	0
山形県	1	1	12	0	和歌山県	0	2	2	0
福島県	1	1	14	0	鳥取県	5	1	10	0
茨城県	1	4	8	1	島根県	1	1	6	0
栃木県	3	2	11	0	岡山県	0	1	4	0
群馬県	2	0	2	0	広島県	1	4	6	0
埼玉県	3	2	12	0	山口県	3	4	7	0
千葉県	3	0	17	0	徳島県	3	0	6	0
東京都	10	6	30	0	香川県	6	2	11	0
神奈川県	0	3	10	0	愛媛県	0	3	4	0
新潟県	1	5	19	0	高知県	3	1	11	0
富山県	0	0	1	0	福岡県	1	2	9	0
石川県	4	4	11	0	佐賀県	5	0	10	0
福井県	3	4	11	0	長崎県	2	1	3	0
山梨県	1	2	6	0	熊本県	4	1	5	0
長野県	3	3	6	0	大分県	0	1	6	0
岐阜県	0	2	8	0	宮崎県	2	4	11	0
静岡県	2	6	12	1	鹿児島県	1	1	15	0
愛知県	7	8	19	0	沖縄県	2	2	12	0
三重県	8	3	15	0	合計	121	116	445	2

注) 調査の中止は総務大臣への届出の対象となっていないため、中止件数は届出件の外数である。

資料 14 指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数

(平成24年度)

指定都市名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数	指定都市名	届出件数		調査 実施 件数	調査 中止 件数
	新規	変更				新規	変更		
札幌市	0	1	1	0	京都市	3	0	3	0
仙台市	2	0	2	0	大阪市	2	0	3	0
新潟市	0	3	3	0	堺市	4	0	4	0
さいたま市	2	1	3	0	神戸市	1	9	10	0
千葉市	0	1	1	0	岡山市	1	0	1	0
横浜市	2	0	2	0	広島市	0	1	1	0
川崎市	1	2	3	0	福岡市	4	0	4	0
静岡市	2	0	2	0	北九州市	5	4	12	0
浜松市	0	0	0	0	相模原市	1	1	2	0
名古屋市	0	0	2	1	合計	30	23	59	1

注) 調査の中止は総務大臣への届出の対象となっていないため、中止件数は届出件の外数である。

資料 15 東日本大震災に伴う基幹統計調査における特別の措置の実施状況（類型別）

（平成25年 3月31日現在）

区分 類 型	基幹統計調査名 (府省名)	調査対象 (調査周期)	措置のポイント
調査対象 地域の除 外(一部地 域におけ る調査の 中止)	労働力調査(総務省)	世帯、個人 (月)	➢平成23年3月分及び4月分については、岩手県、宮城県及び福島県を調査対象から除外。岩手県、宮城県においては5月分から、また福島県においては8月分から可能な範囲で調査を再開。
	小売物価統計調査(総務省)	事業所及び 世帯(月、旬別)	➢岩手県、福島県及び茨城県においては平成23年4月上旬調査から、また宮城県においては4月中旬調査から調査を再開。
	個人企業経済調査(総務省)	企業(四半 期、年)	➢3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、平成23年1～3月期動向調査票及び平成22年構造調査票の回収並びに平成23年4～6月期動向調査票の配布が困難な状況であったため、一部の市を除き7～9月期から調査を再開。
	社会生活基本調査(総務省)	世帯(5年)	➢平成23年調査について、岩手県、宮城県及び福島県の一部地域を除いて、調査を実施。
	就業構造基本調査(総務省)	世帯(5年)	➢調査対象地域から、津波浸水地域及び東京電力福島第一原子力発電所事故に係る警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を除外。
	経済センサス-活動調査(総務省、経済産業省)	事業所及び 企業(5年)	➢調査対象の地域的範囲から、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る警戒区域及び計画的避難区域を除外。
	工業統計調査(経済産業省)	事業所(年)	➢平成24年調査より調査対象の地域的範囲から、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る警戒区域及び計画的避難区域を除外。
	学校保健統計調査(文部科学省)	学校(年)	➢3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、作成の基となる健康診断の実施が困難であることから、平成23年度調査については実施しないこととし、その旨の通知を県知事宛に発出。
	毎月勤労統計調査(厚生労働省)	事業所(月、 年)	➢当面の間、東京電力福島第一原子力発電所周辺の一部地域における調査を中止。
	国民生活基礎調査(厚生労働省)	個人、世帯 (年、3年)	➢福島県においては、24年調査を実施しない旨を決定し、当該県へ連絡済み。
患者調査(厚生労働省)	事業所(3 年)	➢宮城県の一部地域及び福島県の全域を除外して23年調査を実施。	
調査対象・項目の 限定(一部 除外・中 止)	学校基本調査(文部科学省)	学校、教育委 員会(年)	➢3県(岩手県、宮城県及び福島県)の初等中等教育機関においては、「学校施設調査」を中止。
	社会教育調査(文部科学省)	事業所(3 年)	➢3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、平成23年度調査について民間体育施設を調査対象外とし、また調査項目について現状の把握が容易であるものに限定することとし、その旨の通知を県教育長宛に発出。なお、調査を行わなかった項目については、平成24年度に補完調査を実施。
	毎月勤労統計調査(厚生労働省)	事業所(月、 年)	➢3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、平成23年3月～4月分(宮城県は3月～5月分)の全国調査のうち調査員調査部分及び地方調査について、知事の判断により中止。

区分 類 型	基幹統計調査名 (府省名)	調査対象 (調査周期)	措置のポイント
調査対象・項目の 限定(一部 除外・中 止)	医療施設調査(厚 生労働省)	事業所(月、 3年)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 静態調査では、宮城県における一部地域の病院及び診療所については調査項目を限定して実施。福島県の病院については調査項目を限定するとともに県が電話で聞き取りを行い記入する方法に変更しての実施。また、診療所については調査対象から除外して調査を実施。
調査実施 時期・調査 票提出期 限等の延 期	法人企業統計調 査(財務省)	企業(四半 期、半年)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 四半期別調査(平成23年1月～3月期分)については、3県(岩手県、宮城県及び福島県)、青森県の一部及び茨城県の一部1千社程度において、調査票の発送を6月初旬まで延期。 ▶ 年次別調査(平成22年度)については、金融庁が震災による場合の有価証券報告書の提出期限を延長したことを受け、関係省令等の整備を行い、震災による場合の下期調査の調査票提出期限を9月末に延期。
	学校基本調査(文 部科学省)	学校、教育委 員会(年)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3県(岩手県、宮城県及び福島県)の初等中等教育機関においては、「学校調査」、「学校通信教育調査」、「不就学学齢児童生徒調査」及び「卒業後の状況調査」の回答期限を10月まで延期。
	賃金構造基本統 計調査(厚生労働 省)	事業所(年)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3県(岩手県、宮城県及び福島県)については、各労働局長から厚生労働省への提出期限を9月12日まで延期(通常は8月20日)。
	経済産業省企業 活動基本調査(経 済産業省)	企業(年)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 平成23年調査について、災害救助法の適用市町村に本社がある企業については、発送を1か月遅らせ、調査票を送付してもよいか個別に確認をした上で、調査票を送付。
集計・推計 の方法や、 公表時 期・期日等 の変更	国勢調査(総務 省)	世帯(5年)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、町丁・字等別の男女・年齢別人口及び産業別就業者等について、確報に先立ち概数の集計を実施し、総務省統計局ホームページに掲載する(平成23年5月31日、6月2日、6月24日、7月12日)とともに、当該地方公共団体に提供。 ▶ 3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、人口等基本集計結果を前倒しして平成23年7月27日に公表。
	経済センサス-基 礎調査(総務省)	事業所、企業 (5年)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 6県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)について、調査区及び町丁・大字別集計結果を前倒しして平成23年6月15日に公表。
	労働力調査(総務 省)	個人、世帯 (月)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 調査結果については、3県(岩手県、宮城県及び福島県)を除外した全国集計結果のほか、同様の措置を講じた平成21年1月分までの遡及集計結果を公表。 ▶ なお、除外した3県に係る補完的な推計を行い、それを基に参考値として全国結果を算出。
	就業構造基本調 査(総務省)	世帯(5年)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 3県(岩手県、宮城県及び福島県)における「東日本大震災の仕事への影響に関する結果(速報)」を前倒しして平成25年3月8日に公表。

区分 類 型	基幹統計調査名 (府省名)	調査対象 (調査周期)	措置のポイント
集計・推計 の方法や、 公表時 期・期日等 の変更(つ づき)	家計調査(総務 省)	世帯(月)	<ul style="list-style-type: none"> ➢平成23年3月調査以降、県・市町村・調査区単位に除外地域を予め決定するのではなく、可能な範囲で調査を実施し、調査票の収集が困難な場合は集計から除外する方針を公表(4/21)。 ➢平成23年3月分以降の調査結果については、東北地方で調査票を回収できた世帯の結果で補完推計した全国結果を公表。 ➢平成23年3月分について、一部の地域で調査票が追加で回収できたことに伴い、6月分公表と同時に遡及改定(7/29)。 ➢平成24年1月調査より調査の実施が困難になっていた岩手県大槌町から同県遠野市に調査市町村を変更、これにより回収不能地域はなくなり、通常どおりの調査・集計・公表となった(3/2)。
	小売物価統計調査(総務省)	事業所及び世帯(月、旬別)	<ul style="list-style-type: none"> ➢全国平成23年3月分調査(4/28公表)については、4県(岩手県、宮城県、福島県及び茨城県)の一部において調査に支障が生じたため、把握した価格の単純算術平均を都市別価格として表章し、調査精度を維持しつつ公表。 ➢全国平成23年4月分調査については、平成23年5月27日に通常どおり公表。 ➢全国平成23年4月分調査公表(5/27)に先立ち、東日本大震災による小売価格への影響の早期把握を目的に東日本地域の小売価格に関する速報値を公表(4/28、5/11)。
	個人企業統計調査(総務省)	企業(四半期、年)	<ul style="list-style-type: none"> ➢3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、平成23年1～3月期動向調査票及び平成22年構造調査票の回収並びに平成23年4～6月期動向調査票の配布が困難な状況であったため、1～3月期動向編(5/26公表)、4～6月期動向編(8/25公表)及び平成22年構造編(7/12公表)について、全国結果への影響が軽微なことから、3県を除く全国の結果として公表。
	法人企業統計調査(財務省)	企業等(四半期、半年)	<ul style="list-style-type: none"> ➢四半期別調査(平成23年1月～3月期分)については、3県(岩手県、宮城県及び福島県)、青森県の一部及び茨城県の一部1千社程度において、調査票の発送を6月初旬まで見合わせることで、これらについては全国平均値を基に補完したうえで集計した計数を速報値として6月2日に公表。その後、関係省令等の整備を行い6月末までに提出された調査票を追加の上、再集計し、7月29日に確報値として公表(昨年は1～3月分を平成22年6月3日公表)。 ➢年次別調査(平成22年度)については、下期調査の公表時期を10月31日とした。
	毎月勤労統計調査(厚生労働省)	事業所(月、年)	<ul style="list-style-type: none"> ➢3県(岩手県、宮城県及び福島県)においては、知事の判断により平成23年3～4月分(宮城県は平成23年3～5月分)について、全国調査のうち調査員調査で行っている部分と地方調査を中止。 ➢上記対応状況や集計結果への影響等を公表。

区分 類 型	基幹統計調査名 (府省名)	調査対象 (調査周期)	措置のポイント
集計・推計 の方法や、 公表時 期・期日等 の変更(つ づき)	人口動態調査(厚 生労働省)	地方公共団 体(月)	➤東日本大震災による死亡の状況について特別集計 を行い、結果について取りまとめたものを、平成24 年9月6日に平成23年人口動態統計(確定数)の概況 において公表。
	国民生活基礎調 査(厚生労働省)	個人、世帯 (年、3年)	➤平成23年は、3県(岩手県、宮城県及び福島県)に ついては調査を実施しておらず、これら3県分を除 いた数値を平成24年7月5日に公表。
	農業経営統計調 査(農林水産省)	世帯等(年)	➤平成23年の調査結果のうち、一部の統計について は、2県(宮城県及び福島県)において、農業生産 活動ができなかった一部の調査対象経営体を除外 して集計した。
	作物統計調査(農 林水産省)	団体、世帯等 (年)	➤耕地面積調査については、福島県のうち原子力災害 対策特別措置法により立入りが制限されている区 域における実測調査及び巡回・見積りの実施が困難 なことから、当該区域の前年耕地面積を計上。
	木材統計調査(農 林水産省)	事業所(月、 年)	➤合単板月別調査についても、平成24年4月分から 岩手県を含めた調査・公表を再開(H24.5.25)。
	海面漁業生産統 計調査(農林水産 省)	世帯、事業所 等(四半期、 年)	➤当初公表予定時期に、岩手県、宮城県及び福島県を 除いて公表(H23.5.9)。 ➤宮城県、福島県を含めた第2報を公表(H23.6.24)。 岩手県を含めた全国の結果を公表(H23.11.10)。
	牛乳乳製品統計 調査(農林水産 省)	事業所(月、 年)	➤平成23年2月、3月分については、震災による報告 の遅れ等により、公表を延期(2月分(3月末公表 予定)は4月20日、3月分(4月末公表予定)は5 月9日公表済み)。なお、公表の遅延・公表予定に ついては事前に公表。 ➤平成23年4月分(5月末公表予定)以降は、通常ど おり公表。
	経済産業省生産 動態統計調査(経 済産業省)	事業所、企業 (月)	➤平成23年3月分については、被災県を除外せずに通 常どおり公表。被災地の対象事業所に対して、被災 の状況等を電話で確認し、合理的な推計を行うため に必要な情報を収集。同情報を被災県にも提供。 ➤平成23年4月分以降も、被災県を除外せずに通常ど おり公表。
	経済産業省特定 業種石油等消費 統計(経済産業 省)	事業所(月、 年)	➤平成23年3月分については、被災県を除外せずに通 常どおり公表。被災地で調査票の提出ができないと した事業所は、生産動態統計調査で実施したヒアリ ングを基に推計。 ➤平成23年4月分以降も、被災県を除外せずに通常ど おり公表。